

## 鳴門教育大学学生会会則

### 第1章 総 則

第1条 本会は、鳴門教育大学学生会と称する。

第2条 本会は、鳴門教育大学学校教育学部学生をもって組織する。

第3条 本会は、本学学部学生の団結と自主的活動の振興を図るとともに、会員相互の親睦と理解を深め、明日の学生生活の発展向上をめざすことを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために必要な種々の事業を行う。

### 第2章 機 関

第5条 本会に、学生総会・クラス代表者会議及び課外活動団体会議を置く。

### 第3章 学生総会

第6条 学生総会は、本会の最高議決機関であり、会員全員をもって組織する。

第7条 学生総会は、次の場合に学生会長が、これを招集する。

(1) 定期大会（毎年1回）

(2) クラス代表者会議が必要と認めた場合

(3) 会員の5分の1以上の要求があった場合

第8条 学生総会の議長及び書記は、会議開催の都度、学生会長が選任する。

第9条 学生総会は、全会員の3分の1以上の出席で成立し、出席会員の過半数以上の賛成で可決成立する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第10条 白紙委任状は、成立定数の3分の1を超えることはできない。

第11条 次の事項は、学生総会で審議決定する。

(1) 学生会長、同副会長、学生会役員の承認

(2) 学生会長、同副会長、学生会役員の信任、不信任

(3) 予算案および決算の承認

(4) 会費額の決定

(5) 会則の改正

(6) クラス代表者会議で必要と認めた事項

第12条 学生会長は、学生総会開催の7日前までに、所定の場所に、開催の日時・場所・議案その他必要事項を会員に告示しなければならない。

### 第4章 クラス代表者会議

第13条 クラス代表者会議は、各クラス代表者2名（男女1名ずつ）をもって組織する。

第14条 学生会長は、会務を総理し、本会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。

第15条 学生会長は、必要に応じて、クラス代表者会議を招集し、その議長となる。

第16条 クラス代表者会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。議事は、出席者の過半数以上の賛成で可決成立し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし予算の審議は3分の2以上の賛成を必要とする。

第17条 クラス代表者会議は、次の職務を行う。

(1) 各クラスの意見を調整し、学生総会に議案を提出すること。

(2) 学生総会の決定に基づいて基本方針を決定すること。

(3) 予算案を作成すること。

(4) 特別委員会を組織し、運営すること。

### 第5章 課外活動団体会議

第18条 課外活動団体会議は、各課外活動団体の代表者1名をもって組織する。ただしそ

の選出人員は、課外活動団体の数を超えてはならない。

第19条 課外活動団体会議は、互選により議長及び副議長各1名を選出する。

第20条 課外活動団体会議は、次の場合に議長が招集する。

- (1) 議長が必要と認めるとき。
- (2) 学生会長が要請したとき。
- (3) 構成員の3分の1以上の要請があるとき。

第21条 課外活動団体会議において議事を決しようとするときは、構成員の2分の1以上が出席し、その過半数の同意がなければならない。

第22条 課外活動団体会議は、次の事項を協議する。

- (1) 課外活動の施設等の利用に関すること。
- (2) 課外活動団体の認定に関すること。
- (3) 課外活動団体が、共同して行う行事に関すること。
- (4) 学生会長が必要と認められた事項。
- (5) その他課外活動に関すること。

## 第6章 会 計

第23条 本会の経費は、会費・寄付金及び事業収益をもって充てる。

第24条 本会の経費は、年額3,000円とする。ただし、クラス代表者会議において、事業を行う上で必要と認められた場合は、学生総会の承認を得て別途に集金することができる。

第25条 本会の会計年度は、5月より翌年の4月末までとする。

第26条 会計監査は、クラス代表者会議及び課外活動団体会議の代表者が合同で行う。

第27条 監査員は、監査結果を学生総会に報告しなければならない。

## 第7章 会則の改正

第28条 本会則の改正は、クラス代表者会議の3分の2以上の賛成で発議し、学生総会に提案し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第8章 雑 則

第29条 本会の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条 本会には、顧問教官を置くことができる。

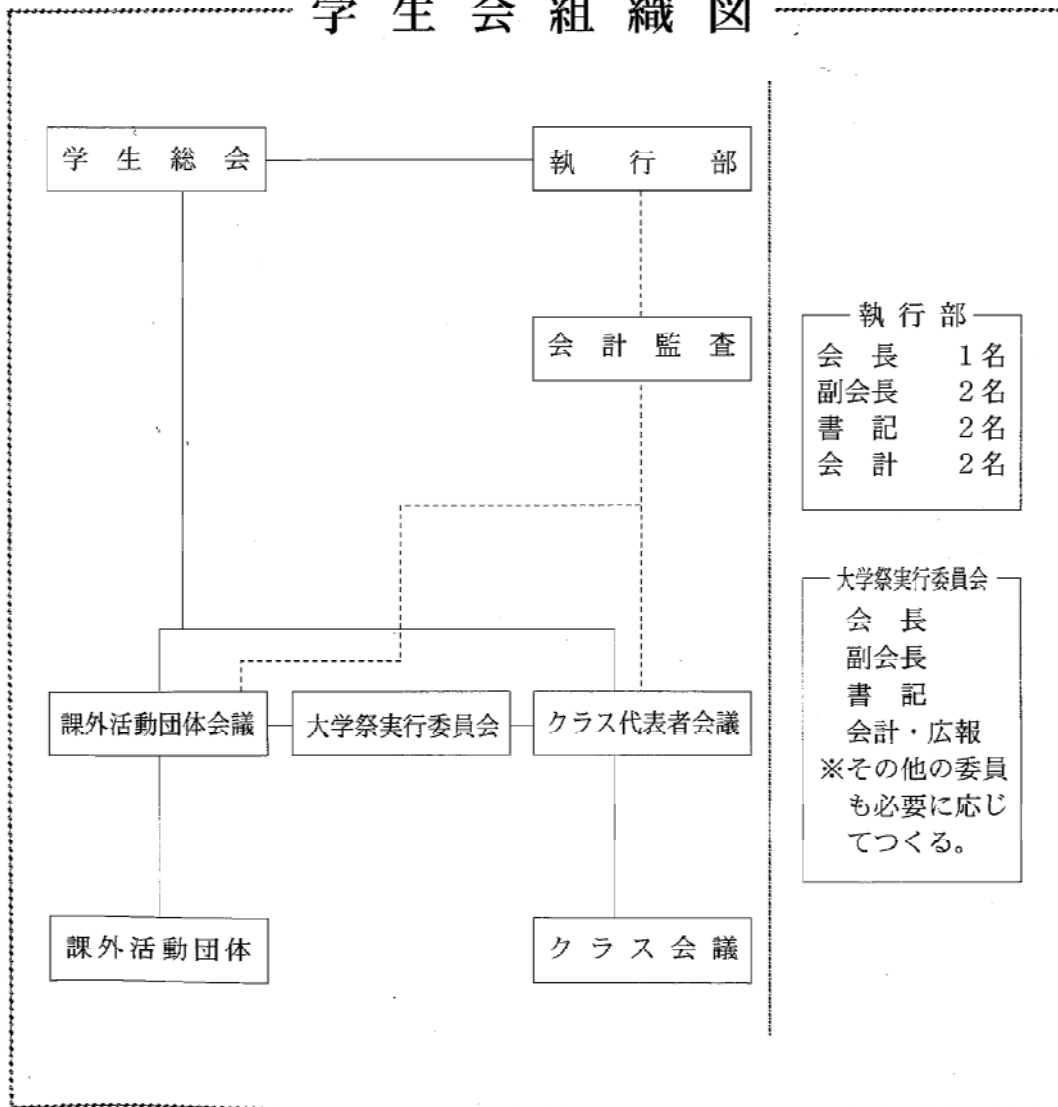
## 附 則

この会則は、平成2年5月9日から施行する。

## 附 則

この会則は、平成11年6月9日から施行する。ただし、改正後の第24条の規定については、平成11年度の入学者から適用する。

# 学生会組織図



— 執行部 —

会長	1名
副会長	2名
書記	2名
会計	2名

— 大学祭実行委員会 —

会長  
副会長  
書記  
会計・広報

※その他の委員も必要に応じてつくる。